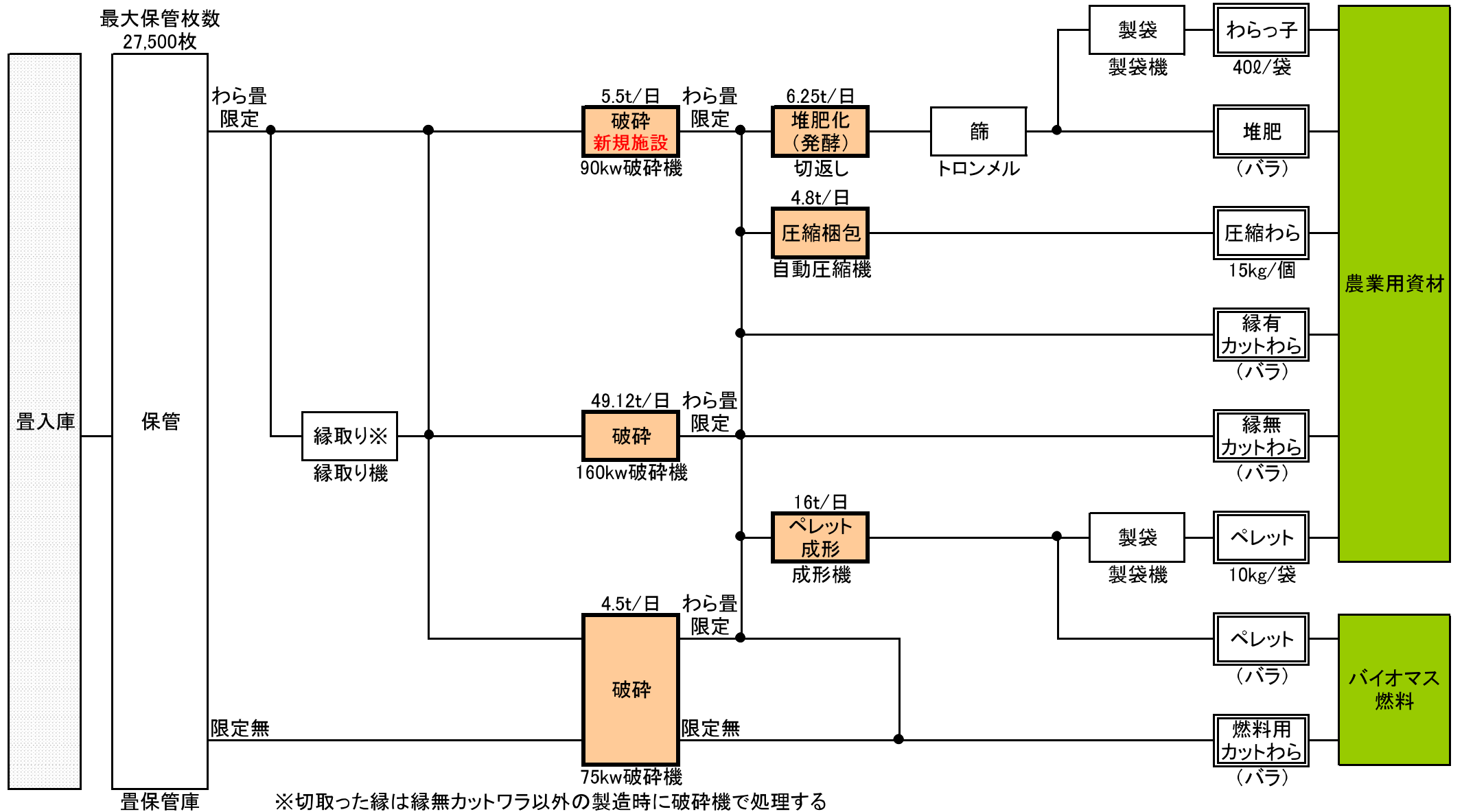


別添-1

処理工程フロー図

処理工程フロー図





別添-2

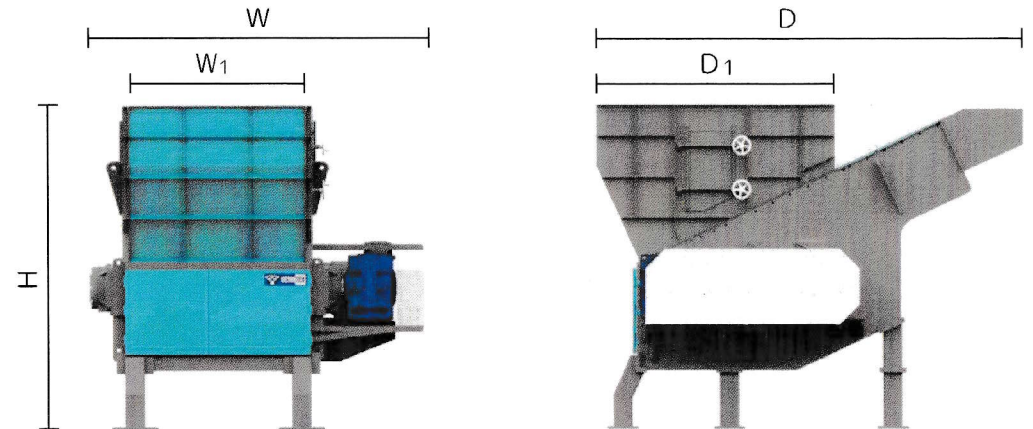
施設仕様関係

# 別添-2 Specifications

標準仕様表

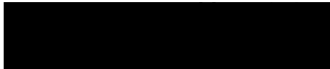
形式		UC-90 / 110	
電動機出力 (kW)		90 / 110	
油圧ユニット出力 (kW)		5.5	
動力伝達方式	Vベルト - 減速機駆動		
回転刃			
回転刃サイズ (mm)	□ 40		
回転刃枚数 (枚)		54	
回転刃条数		2条	
ローター			
ローター刃先径 (mm)		φ 500	
ローター有効幅 (mm)		1,550	
回転数 (rpm)		約 90	
外形寸法			
全幅 W (mm)		3,000	
全高 H (mm)		3,400	
奥行 D (mm)		4,000	
ホッパー開口寸法			
全幅 W <sub>1</sub> (mm)		1,550	
奥行 D <sub>1</sub> (mm)		2,100	
重量 (kg)		14,000	
機能対応表			
UENOTEX IoT System			標準搭載
スクリーンリフター			標準搭載
メンテナンスハッチ		× (未対応)	
パネル式スライド		× (未対応)	

表記内容は予告なく変更する場合があります。



別添-3

能力計算書



## 破 碎 能 力 計 算 書

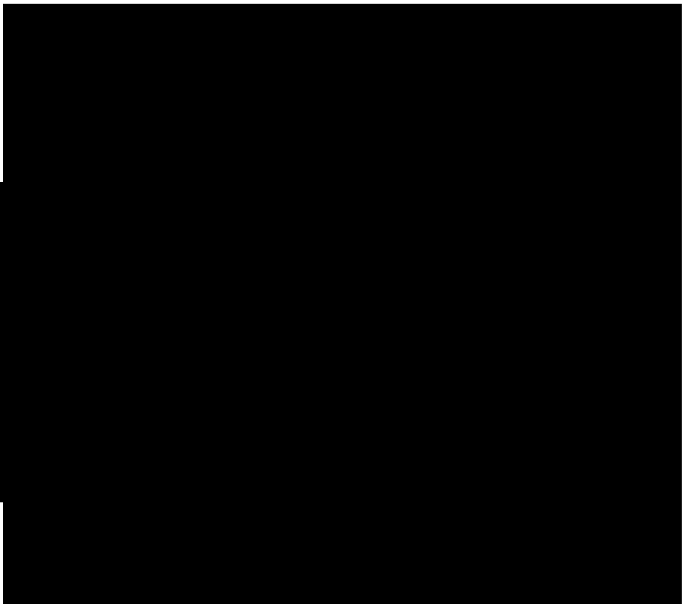
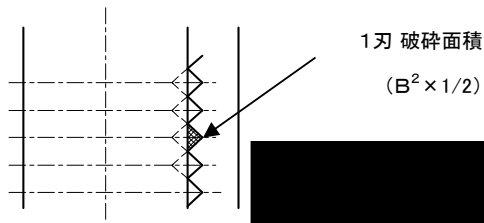
### 1. 破碎機仕様

破碎機型式	モーター (kW)	刃先径 D (cm)	嚙込高 A (cm)	回転刃 B (□cm)	刃数 Z (枚)	回転数 N (rpm)	スクリーン φ (cm)
UC-90	90	50	16	4	81	89	3.5

### 2. 破碎物の物性

分類	嵩比重 (申請基準) $\gamma$ (ton/m <sup>3</sup> )	破碎効率 $\eta$ (実験値)
古畳	0.28	0.0444

### 3. 処理能力計算式



#### 理論最大処理能力

$$Q_1 = V \times N \times 10^{-6} \times 60$$

- $Q_1$  : 理論最大処理能力 (m<sup>3</sup>/h)  
 $V$  : 回転刃の破碎容積 (cm<sup>3</sup>/rev)  
 $V = A \times (B^2 \times 50\%) \times Z$   
 $N$  : ローター回転数 (rpm)

$Q_1 =$	<b>55.37</b>	(m <sup>3</sup> /h)
---------	--------------	---------------------

(A) 嚙込み高さ  
 回転するローター刃で破碎物をせん断するにあたり、実際に破碎できる理論的高さ(破碎容積)をいいます。  
 (回転刃が、固定刃間で破碎物を破碎できる範囲)  
 (B) 回転刃寸法  
 回転刃(正方形)の1辺の長さ  
 (D) 刃先径  
 回転するローター刃先の径

#### 4. 処理能力

$$Q = Q_1 \times \gamma \times \eta \times 1000$$

$Q_1$  : 理論最大処理量 (m<sup>3</sup>/h)  
 $Q$  : 処理能力 (kg/h)  
 $\gamma$  : 嵩比重 (ton/m<sup>3</sup>)  
 $\eta$  : 破碎効率

分類	破碎能力Q	
	kg/h	kg/日 8時間
古畳	688.4	5,507

## 一軸破碎機 UC-90 実験結果

### 1. 実験機仕様

破碎機型式	モーター (kW)	刃先径 D (cm)	嚙込高 A (cm)	回転刃 B (□cm)	刃数 Z (枚)	回転数 N (rpm)	スクリーン φ (cm)
UC-90	90	50	16	4	54	89	3.5

### 2. 破碎物の物性

分類	嵩比重 (申請基準) $\gamma$ (ton/m <sup>3</sup> )
古畳	0.28

### 3. 実験結果

分類	破碎前測定	破碎後測定値	破碎能力(kg/h)
	破碎物重量(kg)	破碎時間(sec)	
古畳	245.00	1922	459

### 3. 破碎効率算出

理論最大処理能力

$$Q_1 = V \times N \times 10^{-6} \times 60$$

$Q_1$  : 理論最大処理能力 (m<sup>3</sup>/h)

$V$  : 回転刃の破碎容積 (cm<sup>3</sup>/rev)

$$V = A \times (B^2 \times 50\%) \times Z$$

$N$  : ローター回転数 (rpm)

$Q_1 =$	<b>36.91</b>	(m <sup>3</sup> /h)
---------	--------------	---------------------

$$Q = Q_1 \times \gamma \times \eta \times 1000$$

$Q$  : 処理能力 (kg/h)

$\gamma$  : 嵩比重 (ton/m<sup>3</sup>)

$\eta$  : 破碎効率

上記計算式より

$$\eta = Q / (Q_1 \times \gamma \times 1000)$$

分類	破碎能力Q	破碎効率 $\eta$
古畳	459	0.0444

# かさ比重測定値

## 破碎物嵩比重測定結果報告書

### 1. はじめに

破碎物のかさ比重については、許可権限者毎に数値が異なるため、自社にて実験を行い、取得したデータを採用した。

### 2. 嵩比重測定方法

代表的な分類された処理物をフレコンまたはボックスパレット等に任意の状態で詰め込み、吊り秤または台秤にて重量測定を行った。

但し、木製パレットや圧縮ボール品等、そのまま秤量できるものは、そのままハンドリングを行った。

同時に上記方法でまとめた処理物の外形寸法を測定し体積を算出した。

測定された重量 (M) を体積 (V) で割ることにより、嵩比重  $\rho$  を算出した。

$$\rho = M/V/1000 \quad (\text{ton/m}^3)$$

### 3. 測定結果

下表に測定した結果を示す。

#### 嵩比重測定結果一覧

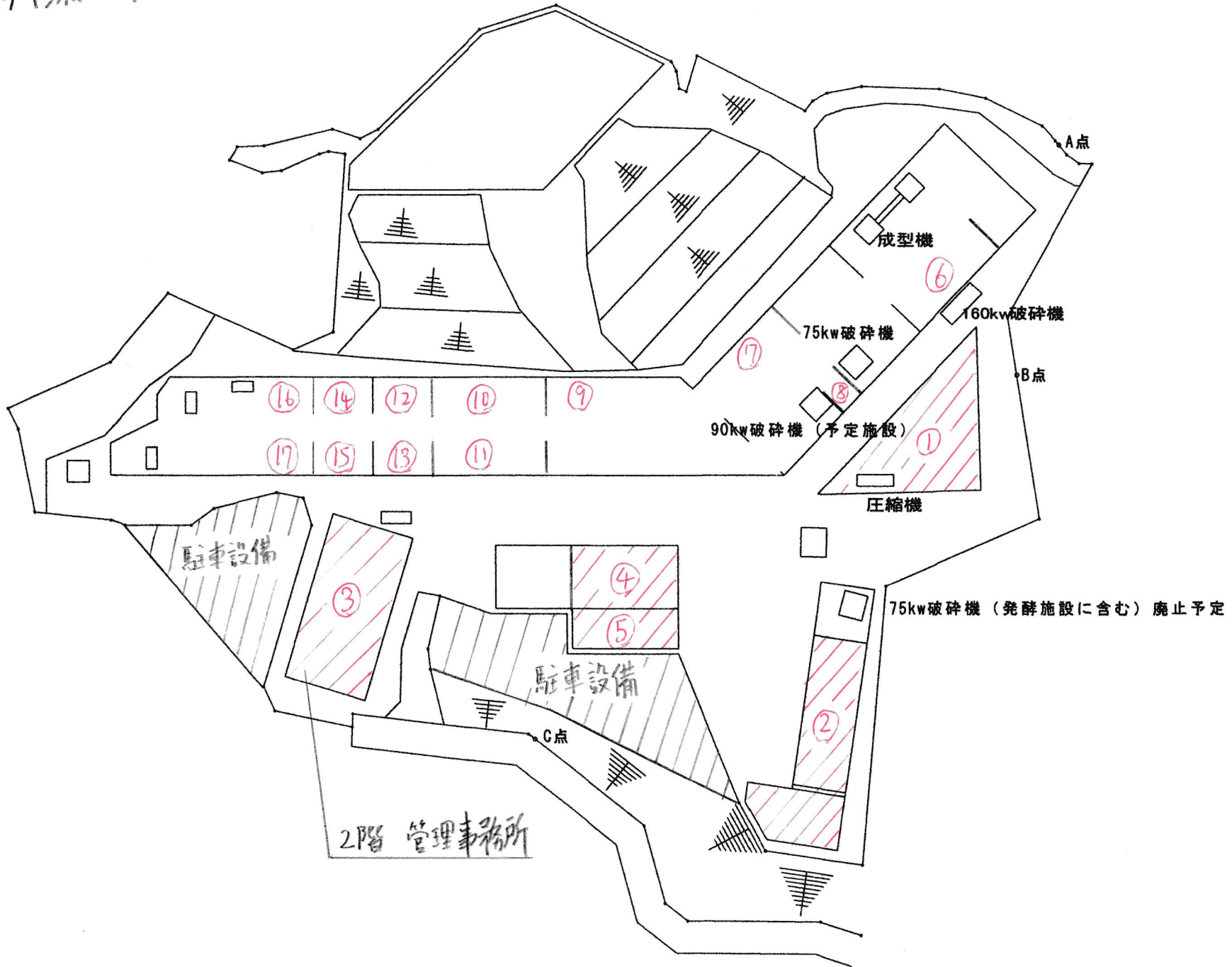
処理物		体積 V ( $\text{m}^3$ )	重量 M (kg)	嵩比重 $\rho$ ( $\text{ton}/\text{m}^3$ )
品名	測定方法			
古畳	台秤にて重量計測	0.049	13.7	0.28



別添-4

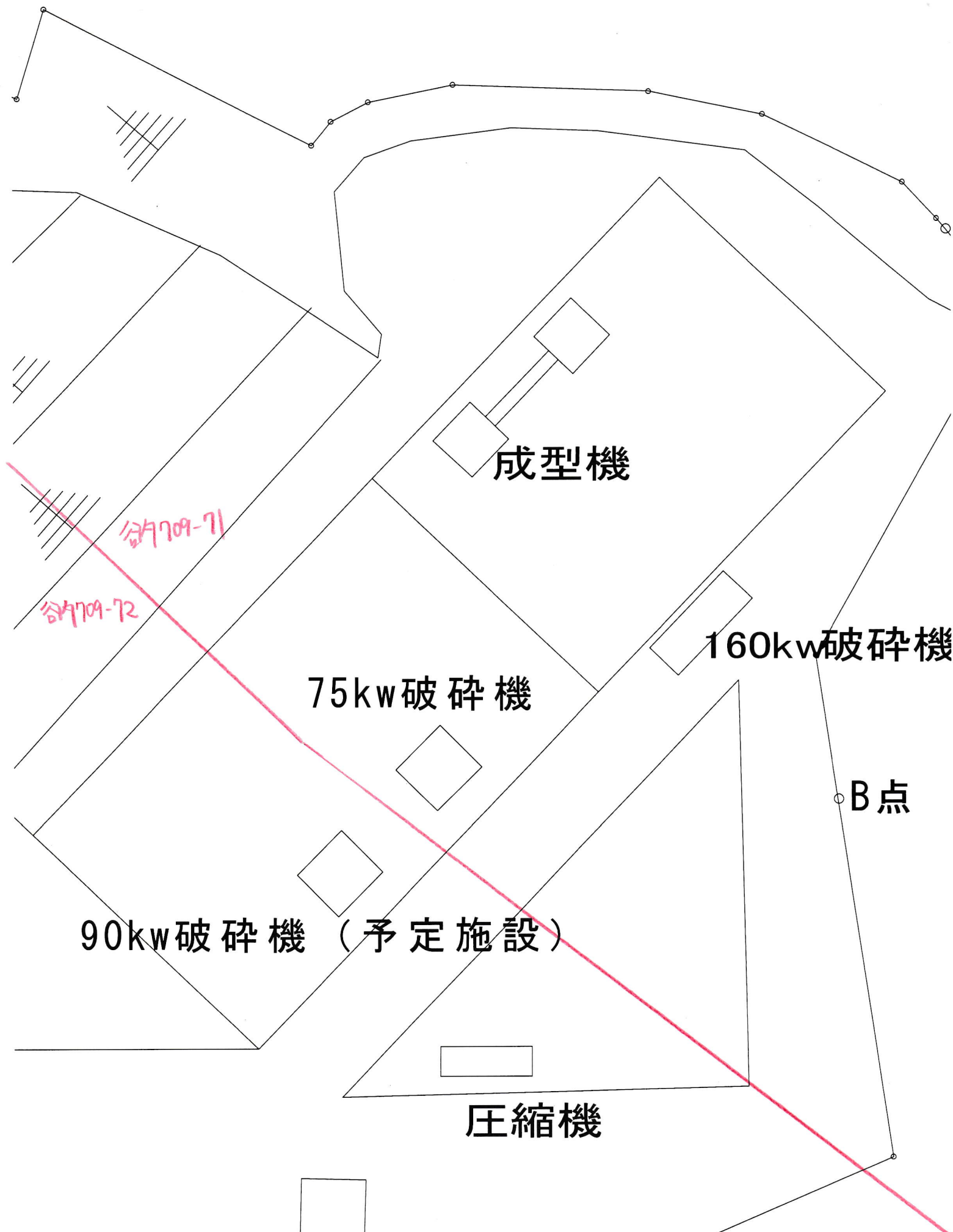
施設設備の位置

別添-4



廃棄物の受入設備及び貯留設備

場所No	面積 (㎡)	体積 (㎡)	高さ (m)	枚数 (枚)
1	478	1,912	4	5,000
2	460	1,840	4	8,000
3	503	2,012	4	6,000
4	234	936	4	6,000
5	-	-	-	新75kw破碎用
計	1,675	6,700		受入設備
6	-	-	-	新75kw破碎用
7	113	407	3.6	
8	14	28	2	
9	131	472	3.6	
10	-	-	-	新75kw破碎用
11	131	472	3.6	
12	61	220	3.6	
13	61	220	3.6	
14	-	-	-	たい肥化施設
15	-	-	-	たい肥化施設
16	-	-	-	たい肥化施設
17	-	-	-	たい肥化施設
計	511	1,817		廃棄物保管施設



成型機

75kw破碎機

90kw破碎機 (予定施設)

160kw破碎機

圧縮機

B点

谷A709-71

谷A709-72

別添-5

騒音振動計算書

## 別添-5

### 振動騒音計算書

#### I 振動計算

##### 1. 振動の計算式

###### ①各機器の振動値

$$VL = VL_0 - 20 \log(r/r_0) - n - 8.68a(r-r_0)$$

VL : 振動源からr(m)離れた地点における振動レベル(dB)

r<sub>0</sub> : 機側1mの距離

VL<sub>0</sub> : 振動源からr<sub>0</sub>(m)離れた地点における振動レベル(dB)

r : 指定点までの距離

n : 幾何減衰定数(表面波0.5、実体波0.75) n=0.5とする

a : 内部減衰定数(粘土0.01~0.02 シルト0.02~0.03) a=0.02とする

###### ②合成振動値

$$L = 10 \log_{10}(10^{L_1/10} + 10^{L_2/10} + 10^{L_3/10} + 10^{L_4/10} + 10^{L_5/10})$$

L : 合成騒音レベル(dB)

L<sub>n</sub> : 各機器の騒音レベル(dB)

##### 2. 振動の推定値

施設名称		機側	A点	B点※	C点
成形機	距離(m)	1.0	37.8	47.1	113.1
	振動値(dB)	75.0	52.8	50.3	35.0
160kw破砕機	距離(m)	1.0	35.1	30.6	113.3
	振動値(dB)	68.0	46.6	48.0	28.0
梱包機	距離(m)	1.0	71.5	40.4	80.1
	振動値(dB)	49.0	18.2	26.1	16.2
新75kw破砕機	距離(m)	1.0	55.4	39.3	92.0
	振動値(dB)	60.8	33.9	38.2	25.4
旧75kw破砕機	距離(m)	1.0	87.1	54.2	60.5
	振動値(dB)	60.8	26.5	34.2	32.7
90kw破砕機	距離(m)	1.0	66.2	45.3	80.5
	振動値(dB)	51.0	21.5	26.7	18.1
合成振動値(dB)			53.8	52.5	37.8

#### II 騒音計算

##### 1. 騒音の計算式

###### ①各機器の騒音値

$$Lr = Lr_0 - 20 \log(r/r_0)$$

Lr : 騒音源からr(m)離れた地点における騒音レベル(dB)

r<sub>0</sub> : 機側1mの距離

Lr<sub>0</sub> : 騒音源からr<sub>0</sub>(m)離れた地点における騒音レベル(dB)

r : 指定点までの距離

透過損失算入値=Lr-減衰量減衰量表

スレート壁: 減衰量16dB

鉄板t4.5mm: 減衰量28dB

施設名称	A点	B点	C点
成形機	28.0	16.0	0.0
160kw破砕機	28.0	0.0	0.0
梱包機	28.0	16.0	0.0
新75kw破砕機	28.0	16.0	0.0
旧75kw破砕機	28.0	16.0	0.0
90kw破砕機	28.0	16.0	0.0

###### ②合成騒音値

$$L = 10 \log_{10}(10^{L_1/10} + 10^{L_2/10} + 10^{L_3/10} + 10^{L_4/10} + 10^{L_5/10})$$

L : 合成騒音レベル(dB)

L<sub>n</sub> : 各機器の騒音レベル(dB)


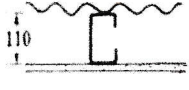
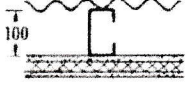
##### 2. 騒音の推定値

施設名称		機側	A点	B点※	C点
成形機	距離(m)	1.0	37.8	47.1	113.1
	騒音値(dB)	95.0	63.5	61.5	53.9
	透過損失算入	95.0	35.5	45.5	53.9
160kw破砕機	距離(m)	1.0	35.1	30.6	113.3
	騒音値(dB)	86.0	55.1	56.3	44.9
	透過損失算入	86.0	27.1	56.3	44.9
梱包機	距離(m)	1.0	71.5	40.4	80.1
	騒音値(dB)	78.0	40.9	45.9	39.9
	透過損失算入	78.0	12.9	29.9	39.9
新75kw破砕機	距離(m)	1.0	55.4	39.3	92.0
	騒音値(dB)	84.0	49.1	52.1	44.7
	透過損失算入	84.0	21.1	36.1	44.7
旧75kw破砕機	距離(m)	1.0	87.1	54.2	60.5
	騒音値(dB)	84.0	45.2	49.3	48.4
	透過損失算入	84.0	17.2	33.3	48.4
90kw破砕機	距離(m)	1.0	66.2	45.3	97.2
	騒音値(dB)	91.0	54.6	57.9	51.2
	透過損失算入	91.0	26.6	41.9	51.2
合成騒音値(dB)			36.7	56.8	57.2

※敷地境界線上のB点は崖の上であるため25m上を考慮


3-4 遮音性能

表 3-7

No	構造	材料構成	透過損失 (dB)						測定場所
			125	250	500	1,000	2,000	4,000	
①		小波 6.3mm	16	20	25	27	23	28	大成建設(株) 技術研究所
②		小波 6.3mm フレキシブル板 4mm	17	29	38	44	40	49	(財)小林 理学研究所
③		小波 6.3mm スレート・ 木毛セメント合成板 25mm	26	33	39	39	41	49	大成建設(株) 技術研究所

(参考) 材料の遮音性能比較表

表 3-8

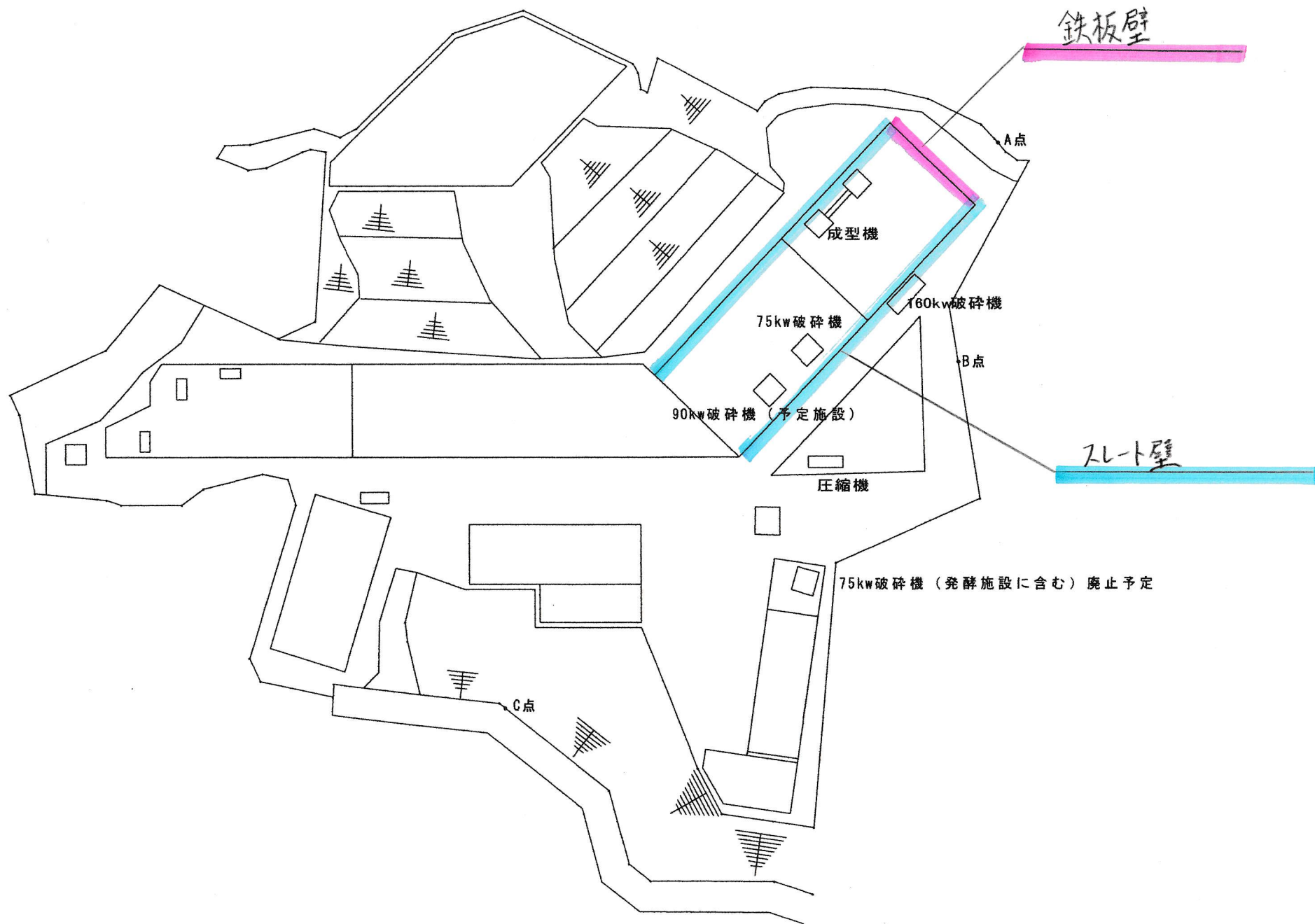
No	材 料		透過損失 (dB)						測定場所
			125	250	500	1,000	2,000	4,000	
①	小波 6.3mm	ノンアスベスト品	25	23	27	28	30	38	(財)小林 理学研究所
②		石綿含有品	25	23	26	27	30	38	

**固体壁の透過損失** (理科年表 平成15年(机上版), 自然科学研究機構 国立天文台, 丸善(株), p.419, 2002年)

透過損失とは空気を通して音波が固定壁に入射するとき, 入射音の強さ $I_1$ に対して透過した音波の強さ $I_2$ が何デジベル小さくなるかを表わすもので, 次式で与えられる。透過損失 =  $10 \log_{10} (I_1/I_2)$  dB

材 料	面密度 $\rho, \text{kg} \cdot \text{m}^{-2}$	透過損失 (dB)					
		周波数 $f$ [Hz]					
		125	250	500	1 000	2 000	4 000
ウワン合板 (6mm 厚)	3.0	11	13	16	21	25	22
せりこうボード (9mm 厚)	8.7	20	22	25	28	31	23
板ガラス (6mm 厚)	15.0	20	27	31	31	26	37
鉄板 (1mm 厚)	8.2	17	21	25	28	34	38
鉄板 (4.5mm 厚)	36.9	28	33	37	41	40	38
鉛板 (1mm 厚)	11.3	28	26	29	33	38	43
発泡コンクリート (75mm 厚, 両面プラスター 6mm 塗)	60	27	31	31	41	48	54
コンクリートブロック (100mm 厚, 両面プラスター 15mm 塗)	160	33	37	42	49	56	60
6mm 合板二重壁 (木造下地, 空気層 100mm)	-	11	20	29	38	45	42





鉄板壁

ZL-1壁

A点

B点

C点

成型機

160kw破碎機

75kw破碎機

90kw破碎機 (予定施設)

圧縮機

75kw破碎機 (発酵施設に含む) 廃止予定

## 1. 振動の測定値

### (1) 測定結果

- |         |                       |            |
|---------|-----------------------|------------|
| ① 測定破砕機 | 一軸破砕機 UC-90           | 回転刃口40 54枚 |
| ② 破砕物   | 廃プラスチック               |            |
| ③ 測定位置  | 一軸破砕機機側1mでFL上で測定(4カ所) |            |
| ④ 測定器   | リオン振動レベル計 VM-52A      |            |
| ⑤ 測定結果  |                       |            |

		X方向	Y方向	Z方向
L <sub>va eq</sub>	測定値	29.5	32.0	40.0
	測定点	A点	A点	A点
Max	測定値	31.0	35.0	51.0
	測定点	A点	A点	A点

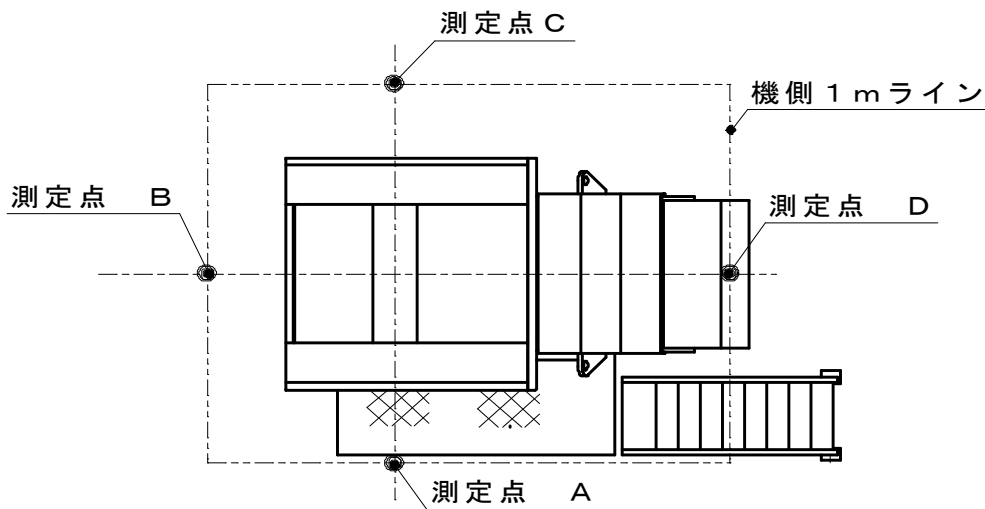
## 2. 騒音の推定値

### (1) テスト結果

- |         |                          |            |
|---------|--------------------------|------------|
| ① 測定破砕機 | 一軸破砕機 UC-90              | 回転刃口40 54枚 |
| ② 破砕物   | 廃プラスチック                  |            |
| ③ 測定位置  | 一軸破砕機機側1m、FL1m高さで測定(4カ所) |            |
| ④ 測定器   | リオン積分形普通騒音計 NL-05        |            |
| ⑤ 測定結果  |                          |            |

	機側1m	4点測定
L <sub>Aeq</sub>	88.7dB	最大値はA点
L <sub>Amax</sub>	最大 91dB	最大値はA点

## 3. 測定点

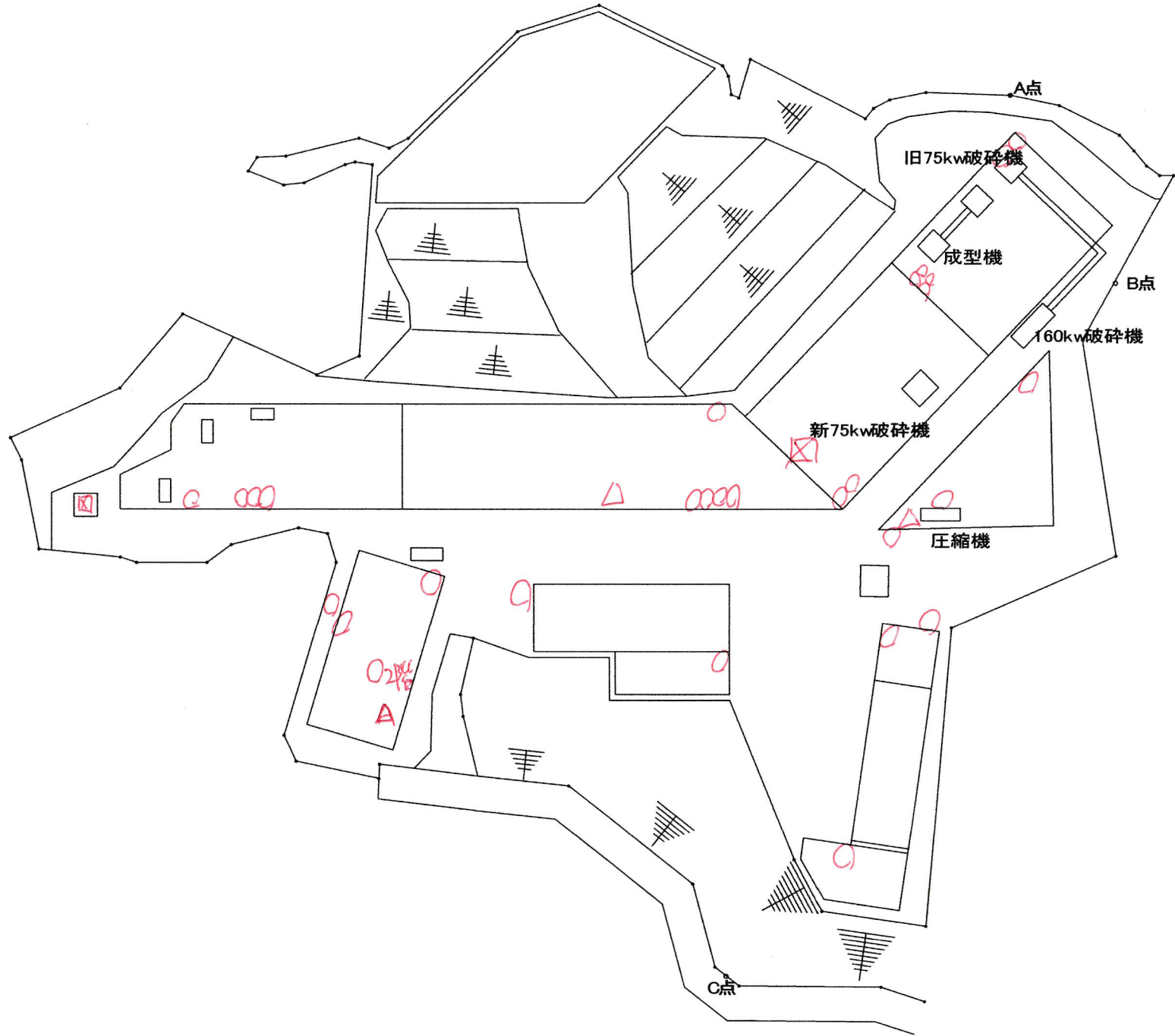


測定値の最大値はいずれも“測定位置A”であった。

別添-6

消火設備の位置

別添-6

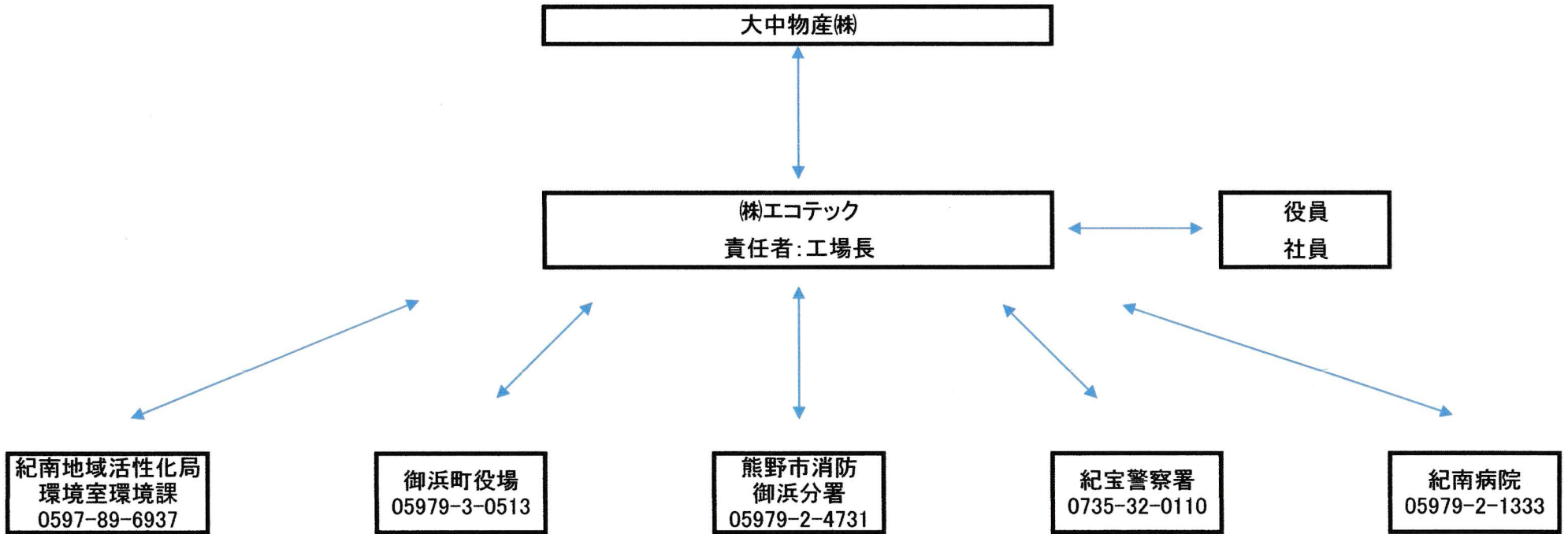


○消火器  
△警報ボタン  
⊠受水槽

別添-7

異常事態連絡網

### 異常事態連絡網



別添-8

保守・点検項目表

保守・点検項目表

機器名称		一軸式破碎機					メーカー名		
							[REDACTED]		
点検箇所	番号	点検項目	点検周期						備考
			運転中○ 停止中●						
			毎	1	3	6	1	2	
日	ヶ月	ヶ月	ヶ月	年	年				
1 全般	①	各機器の取付を増し締めにて確認						●	各ボルト規定トルクで締付
	②	カバー類の取付を増し締めにて確認						●	各ボルト規定トルクで締付
	③	各動作はスムーズか目視で確認	○						
	④	各動作時に異常音がないか聴覚で確認	○						
	⑤	破碎室・プッシャー裏面等の清掃	●						
2 油圧ユニット	①	油圧タンク油量を油面計により確認				○			レベルライン内にあること
	②	吐出圧を圧力計により判定				○			元圧140kg/cm <sup>2</sup>
	③	プッシャー戻り速度を測定し、ポンプの吐出量を判定				○			戻り速度210mm/sec
	④	ポンプの振動に異常のないことを触感で判定	○						吐出配管の脈動もチェックのこと
	⑤	ポンプを聴感により判定	○						納入時より増大していないこと
	⑥	油温を温度計で確認	○						室内温度+40℃以下
	⑦	油圧ユニットに油漏れはないか目視で確認	●						漏れなきこと
3 ローター部	①	Vベルト張力は適正か						●	
	②	減速機油量を油面計により確認	○						レベルライン内にあること
	③	回転刃・固定刃に異常がないか目視で確認	●						
	④	モーターの異常発熱を触感で確認	○						
	⑤	減速機の異常発熱を触感で確認	○						
	⑥	ベアリングケースの異常発熱を触感で確認	○						
	⑦	異物の有無	●						
4 プッシャー部	①	ウエアプレートの摩耗は正常か目視で確認	●						
	②	油圧シリンダに油漏れはないか目視で確認	●						漏れなきこと
	③	ウエアプレート・エッジに破碎物の噛み込みがないか確認	●						
	④	プッシャー内部（シリンダ部）の破碎物の挟み込みがないか確認	●						



## 別添-9

計画地周辺の指定状況及び土地利用状況

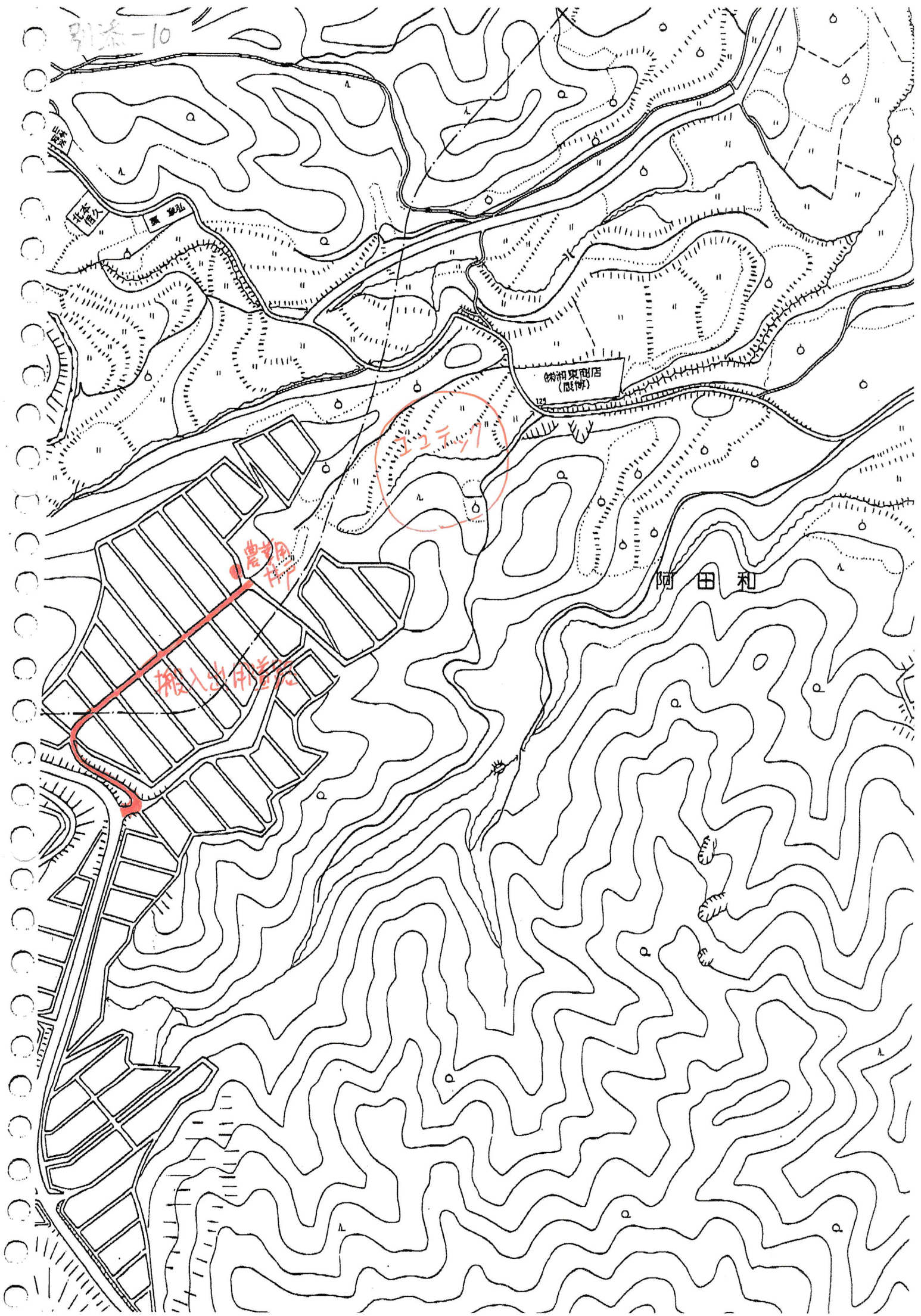


別添-10

搬入出用道路



別添-10



北水  
橋入

橋入

御酒家西店  
(既倒)

空ニテツ

農田  
F17

搬入出用道

阿田和

別添-11

土地登記簿謄本及び公図



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年7月17日	不動産番号	1905000073288
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	南牟婁郡御浜町大字引作字片蓋山			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
127番	畑	175		余白	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成15年12月4日 第3514号	原因 平成15年10月24日売買 所有者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位7番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(津地方法務局熊野支局管轄)

令和5年10月2日

和歌山地方法務局新宮支局

登記官

東 智 明



\* 下線のあるものは林消事項であることを示す。

整理番号 K29922 (1/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成19年7月17日	不動産番号	1905000073307
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	南牟婁郡御浜町大字引作字片蓋山			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
141番13	山林	314		余白	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成15年12月4日 第3514号	原因 平成15年10月24日売買 所有者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位9番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(津地方法務局熊野支局管轄)  
令和5年10月2日  
和歌山地方法務局新宮支局

登記官

東 智 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年7月17日	不動産番号	1905000073319
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	南牟婁郡御浜町大字引作字片蓋山			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
141番66	畑		52	余白	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成15年12月4日 第3514号	原因 平成15年10月24日売買 所有者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位6番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日

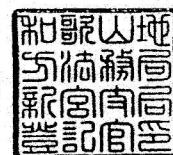


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(津地方法務局熊野支局管轄)  
令和5年10月2日  
和歌山地方法務局新宮支局

登記官

東 智 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年7月17日	不動産番号	1905000073320
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	南牟婁郡御浜町大字引作字片蓋山			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
141番67	畑		125	余白	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成15年12月4日 第3514号	原因 平成15年10月24日売買 所有者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位6番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日

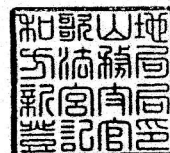


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(津地方法務局熊野支局管轄)  
令和5年10月2日  
和歌山地方法務局新宮支局

登記官

東 智 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成19年7月17日	不動産番号	1905000073321
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	南牟婁郡御浜町大字引作字片蓋山			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
141番69	山林	6002		141番63から分筆 〔昭和60年3月29日〕	
[余白]	宅地	6002	80	②③平成12年4月19日地目変更 〔平成13年6月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年7月17日	

## 権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転請求権仮登記	平成11年12月9日 第4167号	原因 平成11年12月8日売買予約 権利者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位5番の登記を移記
	所有権移転	平成13年6月15日 第2052号	原因 平成13年4月3日売買 所有者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位5番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年7月17日

## 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 3	根抵当権設定	平成11年12月8日 第4140号	原因 平成11年12月8日設定 極度額 金1,500万円 債権の範囲 消費貸借取引 請負取引 売買取引 加工委託取引 手形債権 小切手債権 保証取引 債務者 南牟婁郡御浜町大字阿田和3266番地4 湊行弘 根抵当権者 大阪市西区南堀江一丁目12番19号 大中物産株式会社 共同担保 目録(イ)第7589号 順位3番の登記を移記
2 3	根抵当権設定	平成13年8月20日 第2890号	原因 平成13年8月20日設定 極度額 金4,800万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地6

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			<u>9</u> 株式会社エコテック 根抵当権者 津市桜橋三丁目399番地 三重県信用保証協会 共同担保 目録(イ)第8093号 順位4番の登記を移記
3	1番、2番順位変更	平成13年8月20日 第2891号	原因 平成13年8月20日合意 第1 2番根抵当権 第2 1番根抵当権 順位5番の登記を移記
4(あ)	抵当権設定仮登記	平成15年4月11日 第996号	原因 平成12年7月25日保証委託契約に基づき求償債権平成15年4月11日設定 債権額 金2億8,000万円 損害金 年14% 債務者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地6 <u>9</u> 株式会社エコテック 権利者 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 産業基盤整備基金 共同担保 目録(イ)第8538号 順位6番(あ)の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
付記1号	4番(あ)抵当権の移転	平成17年12月5日 第5112号	原因 平成16年7月1日中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第4条第1項の規定により承継 権利者 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 独立行政法人中小企業基盤整備機構 順位6番(あ)付記1号の登記を移記
4(い)	抵当権設定仮登記	平成15年4月11日 第996号	原因 平成12年7月27日保証委託契約に基づき求償債権平成15年4月11日設定 債権額 金1億円 損害金 年14% 債務者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地6 <u>9</u> 株式会社エコテック 権利者 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 産業基盤整備基金 共同担保 目録(イ)第8539号 順位6番(い)の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
付記1号	4番(い)抵当権の移転	平成17年12月5日 第5112号	原因 平成16年7月1日中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第4条第1項の規定により承継 権利者 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 独立行政法人中小企業基盤整備機構 順位6番(い)付記1号の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			平成19年7月17日
5	4番(あ)、4番(い)仮登記抹消	平成20年9月19日 第3639号	原因 平成20年9月19日解除
6	2番根抵当権抹消	平成22年3月29日 第1092号	原因 平成22年3月29日解除
7	1番根抵当権抹消	平成22年4月13日 第1242号	原因 平成22年4月13日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(津地方法務局熊野支局管轄)

令和5年8月21日

和歌山地方法務局新宮支局

登記官

東 智 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K29692 ( 1 / 5 )

3 / 3



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年7月17日	不動産番号	1905000074176
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	南牟婁郡御浜町大字引作字谷内			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
709番70	山林	5453		709番57から分筆 〔昭和60年3月29日〕	
余白	余白	4622		③709番70、709番73に分筆 〔平成13年8月14日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転請求権仮登記	平成11年12月9日 第4167号	原因 平成11年12月8日売買予約 権利者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位5番の登記を移記
	所有権移転	平成13年6月15日 第2052号	原因 平成13年4月3日売買 所有者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位5番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成11年12月8日 第4140号	原因 平成11年12月8日設定 極度額 金1,500万円 債権の範囲 消費貸借取引 請負取引 売買取引 加工委託取引 手形債権 小切手債権 保証取引 債務者 南牟婁郡御浜町大字阿田和3266番地4 湊行弘 根抵当権者 大阪市西区南堀江一丁目12番19号 大中物産株式会社 共同担保 目録い第7589号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	1番根抵当権抹消	平成22年4月13日 第1242号	原因 平成22年4月13日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(津地方法務局熊野支局管轄)

令和5年8月21日

和歌山地方法務局新宮支局

登記官

東 智 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K29692 ( 2 / 5 )

2 / 2



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年7月17日	不動産番号	1905000074177
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	南牟婁郡御浜町大字引作字谷内			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
709番71	山林	2970		709番59から分筆 〔昭和60年3月29日〕	
[余白]	宅地	2970	30	②③平成12年4月19日地目変更 〔平成13年6月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年7月17日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転請求権仮登記	平成11年12月9日 第4167号	原因 平成11年12月8日売買予約 権利者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位5番の登記を移記
	所有権移転	平成13年6月15日 第2052号	原因 平成13年4月3日売買 所有者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位5番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年7月17日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 3	根抵当権設定	平成11年12月8日 第4140号	原因 平成11年12月8日設定 極度額 金1,500万円 債権の範囲 消費貸借取引 請負取引 売買取引 加工委託取引 手形債権 小切手債権 保証取引 債務者 南牟婁郡御浜町大字阿田和3266番地4 湊行弘 根抵当権者 大阪市西区南堀江一丁目12番19号 大中物産株式会社 共同担保 目録イ第7589号 順位1番の登記を移記
2 3	根抵当権設定	平成13年8月20日 第2890号	原因 平成13年8月20日設定 極度額 金4,800万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地6

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			平成19年7月17日
5	4番(あ)、4番(い)仮登記抹消	平成20年9月19日 第3639号	原因 平成20年9月19日解除
6	2番根抵当権抹消	平成22年3月29日 第1092号	原因 平成22年3月29日解除
7	1番根抵当権抹消	平成22年4月13日 第1242号	原因 平成22年4月13日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(津地方法務局熊野支局管轄)

令和5年8月21日

和歌山地方法務局新宮支局

登記官

東 智 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K29692 ( 3 / 5 )

3 / 3



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年7月17日	不動産番号	1905000074178
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	南牟婁郡御浜町大字引作字谷内			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
709番72	山林	6441		709番60から分筆 〔昭和60年3月29日〕	
[余白]	宅地	6441	38	②③平成12年4月19日地目変更 〔平成13年6月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年7月17日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転請求権仮登記	平成11年12月9日 第4167号	原因 平成11年12月8日売買予約 権利者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位5番の登記を移記
	所有権移転	平成13年6月15日 第2052号	原因 平成13年4月3日売買 所有者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位5番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年7月17日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 3	根抵当権設定	平成11年12月8日 第4140号	原因 平成11年12月8日設定 極度額 金1,500万円 債権の範囲 消費貸借取引 請負取引 売買取引 加工委託取引 手形債権 小切手債権 保証取引 債務者 南牟婁郡御浜町大字阿田和3266番地4 湊行弘 根抵当権者 大阪市西区南堀江一丁目12番19号 大中物産株式会社 共同担保 目録イ第7589号 順位1番の登記を移記
2 3	根抵当権設定	平成13年8月20日 第2890号	原因 平成13年8月20日設定 極度額 金4,800万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地6

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			<u>9</u> 株式会社エコテック 根抵当権者 津市桜橋三丁目399番地 三重県信用保証協会 共同担保 目録イ第8093号 順位2番の登記を移記
3	1番、2番順位変更	平成13年8月20日 第2892号	原因 平成13年8月20日合意 第1 2番根抵当権 第2 1番根抵当権 順位3番の登記を移記
4(あ)	抵当権設定仮登記	平成15年4月11日 第996号	原因 平成12年7月25日保証委託契約に基づき求償債権平成15年4月11日設定 債権額 金2億8,000万円 損害金 年14% 債務者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地6 <u>9</u> 株式会社エコテック 権利者 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 産業基盤整備基金 共同担保 目録イ第8538号 順位4番(あ)の登記を移記
	[余白抹消]	[余白抹消]	[余白抹消]
付記1号	4番(あ)抵当権の移転	平成17年12月5日 第5112号	原因 平成16年7月1日中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第4条第1項の規定により承継 権利者 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 独立行政法人中小企業基盤整備機構 順位4番(あ)付記1号の登記を移記
4(イ)	抵当権設定仮登記	平成15年4月11日 第996号	原因 平成12年7月27日保証委託契約に基づき求償債権平成15年4月11日設定 債権額 金1億円 損害金 年14% 債務者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地6 <u>9</u> 株式会社エコテック 権利者 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 産業基盤整備基金 共同担保 目録イ第8539号 順位4番(イ)の登記を移記
	[余白抹消]	[余白抹消]	[余白抹消]
付記1号	4番(イ)抵当権の移転	平成17年12月5日 第5112号	原因 平成16年7月1日中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第4条第1項の規定により承継 権利者 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 独立行政法人中小企業基盤整備機構 順位4番(イ)付記1号の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			平成19年7月17日
5	4番(あ)、4番(い)仮登記抹消	平成20年9月19日 第3639号	原因 平成20年9月19日解除
6	2番根抵当権抹消	平成22年3月29日 第1092号	原因 平成22年3月29日解除
7	1番根抵当権抹消	平成22年4月13日 第1242号	原因 平成22年4月13日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(津地方法務局熊野支局管轄)

令和5年8月21日

和歌山地方法務局新宮支局

登記官

東 智 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K29692 (4/5)

3/3



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年7月17日	不動産番号	1905000074179
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	南牟婁郡御浜町大字引作字谷内			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
709番73	山林	831		709番70から分筆 〔平成13年8月14日〕	
余白	宅地	831	10	②③平成12年4月19日地目変更 〔平成13年8月17日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年7月17日	

## 権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転請求権仮登記	平成11年12月9日 第4167号	原因 平成11年12月8日売買予約 権利者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位1番の登記を移記
	所有権移転	平成13年6月15日 第2052号	原因 平成13年4月3日売買 所有者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位1番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年7月17日

## 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 3	根抵当権設定	平成11年12月8日 第4140号	原因 平成11年12月8日設定 極度額 金1,500万円 債権の範囲 消費貸借取引 請負取引 売買取引 加工委託取引 手形債権 小切手債権 保証取引 債務者 南牟婁郡御浜町大字阿田和3266番地4 湊行弘 根抵当権者 大阪市西区南堀江一丁目12番19号 大中物産株式会社 共同担保 目録(イ)第7589号 順位1番の登記を移記
2 3	根抵当権設定	平成13年8月20日 第2890号	原因 平成13年8月20日設定 極度額 金4,800万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地6

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			<p>9 株式会社エコテック 根抵当権者 津市桜橋三丁目399番地 三重県信用保証協会 共同担保 目録(イ)第8093号 順位2番の登記を移記</p>
3	1番、2番順位変更	平成13年8月20日 第2892号	<p>原因 平成13年8月20日合意 第1 2番根抵当権 第2 1番根抵当権 順位3番の登記を移記</p>
4(あ)	抵当権設定仮登記	平成15年4月11日 第996号	<p>原因 平成12年7月25日保証委託契約に基づき求償債権平成15年4月11日設定 債権額 金2億8,000万円 損害金 年14% 債務者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地6 9 株式会社エコテック 権利者 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 産業基盤整備基金 共同担保 目録(イ)第8538号 順位4番(あ)の登記を移記</p>
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
付記1号	4番(あ)抵当権の移転	平成17年12月5日 第5112号	<p>原因 平成16年7月1日中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第4条第1項の規定により承継 権利者 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 独立行政法人中小企業基盤整備機構 順位4番(あ)付記1号の登記を移記</p>
4(イ)	抵当権設定仮登記	平成15年4月11日 第996号	<p>原因 平成12年7月27日保証委託契約に基づき求償債権平成15年4月11日設定 債権額 金1億円 損害金 年14% 債務者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地6 9 株式会社エコテック 権利者 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 産業基盤整備基金 共同担保 目録(イ)第8539号 順位4番(イ)の登記を移記</p>
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
付記1号	4番(イ)抵当権の移転	平成17年12月5日 第5112号	<p>原因 平成16年7月1日中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第4条第1項の規定により承継 権利者 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 独立行政法人中小企業基盤整備機構 順位4番(イ)付記1号の登記を移記</p>
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			平成19年7月17日
5	4番(あ)、4番(い)仮登記抹消	平成20年9月19日 第3639号	原因 平成20年9月19日解除
6	2番根抵当権抹消	平成22年3月29日 第1092号	原因 平成22年3月29日解除
7	1番根抵当権抹消	平成22年4月13日 第1242号	原因 平成22年4月13日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(津地方法務局熊野支局管轄)

令和5年8月21日

和歌山地方法務局新宮支局

登記官

東 智 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K29692 (5/5)

3/3



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年7月17日	不動産番号	1905000074200
地図番号	U1 45-1	筆界特定	余白		
所在	南牟婁郡御浜町大字引作字内山			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
723番4	雑種地	1222		723番から分筆 〔平成12年12月25日〕	
余白	宅地	1222	28	②③平成13年8月3日地目変更 〔平成13年8月8日〕	
余白	余白	1179	04	③723番4、723番5に分筆 〔平成13年8月14日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成13年2月5日 第381号	原因 平成13年2月5日売買 所有者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地69 株式会社エコテック 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年7月17日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(津地方法務局熊野支局管轄)  
令和5年10月2日  
和歌山地方法務局新宮支局

登記官

東 智 明



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年7月17日	不動産番号	1905000074203
地図番号	U1 45-1	筆界特定	余白		
所在	南牟婁郡御浜町大字引作字内山			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
141番14	山林	509		余白	
725番	畑	3429		昭和60年3月9日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 141番17、141番19 〔昭和60年4月9日〕	
余白	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年7月17日		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和63年2月2日 第598号	原因 昭和63年1月29日売買 所有者 南牟婁郡紀宝町高岡2298番地4 松野 勳 順位6番の登記を移記
	付記1号 1番登記名義人住所変更	平成26年1月14日 第117号	原因 平成13年10月25日住所移転 住所 南牟婁郡御浜町大字阿田和3292番地 7
2	条件付所有権移転仮登記	平成10年5月27日 第1840号	原因 平成10年5月26日売買 (条件 農地 法第5条の許可) 権利者 南牟婁郡御浜町大字阿田和3266番 地の4 株式会社 エコテック 順位7番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年7月17日
3	所有権移転	平成26年1月14日 第118号	原因 平成10年5月26日時効取得 所有者 南牟婁郡御浜町大字引作141番地6 9 株式会社 エコテック
4	2番仮登記抹消	平成26年1月14日 第119号	原因 平成10年5月26日混同





これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年10月5日  
津地方法務局熊野支局

登記官

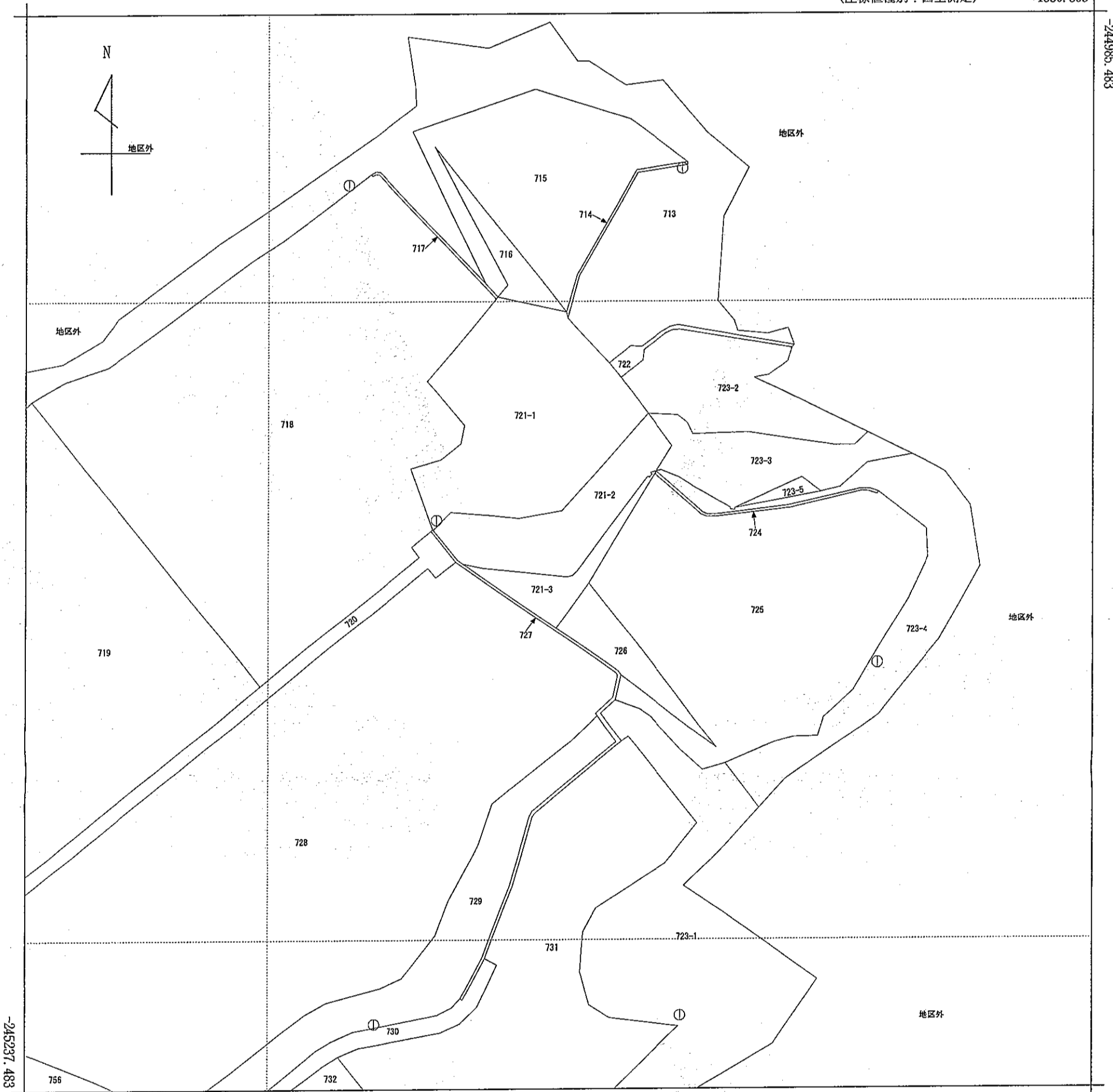
志田友宏



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D20343 (1/1)

2/2



+1280.365 (座標値種別：図上測定)



請求部	所在	南牟婁郡御浜町大字引作字内山				地番	721番3		
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和59年1月			備付年月日(原図)	平成12年12月22日		補記事項	地図の縮尺は1/500ですが、1/1000に変更して出力しています	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局熊野支局管轄)

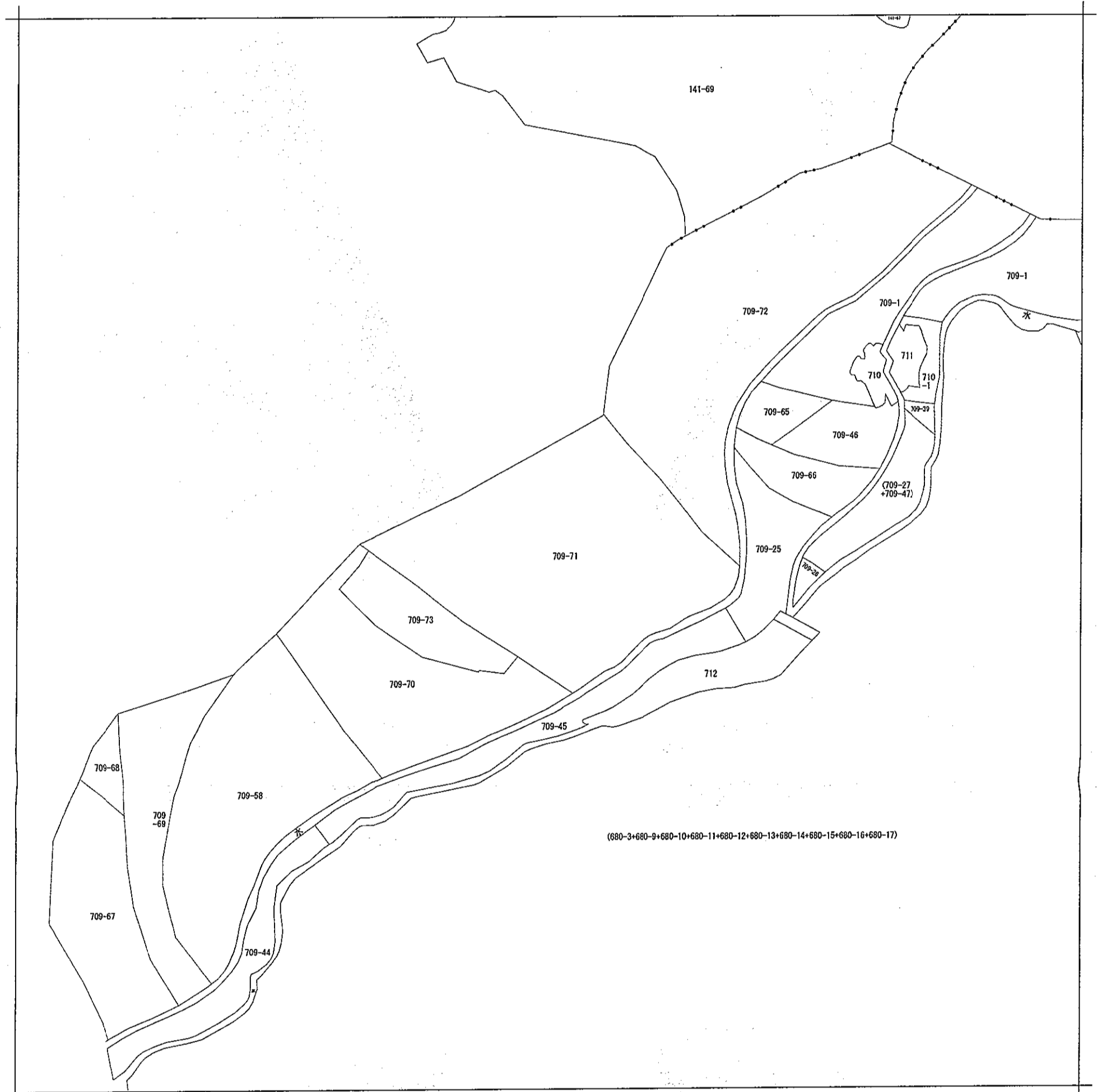
令和5年10月2日

和歌山地方法務局新宮支局

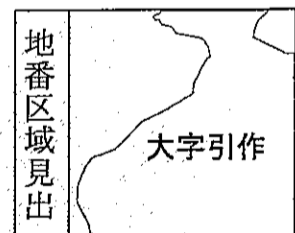
登記官

東智明





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	南牟婁郡御浜町大字引作字谷内			地番	709番71	
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)		補事項	方位不明	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局熊野支局管轄)

令和5年8月21日

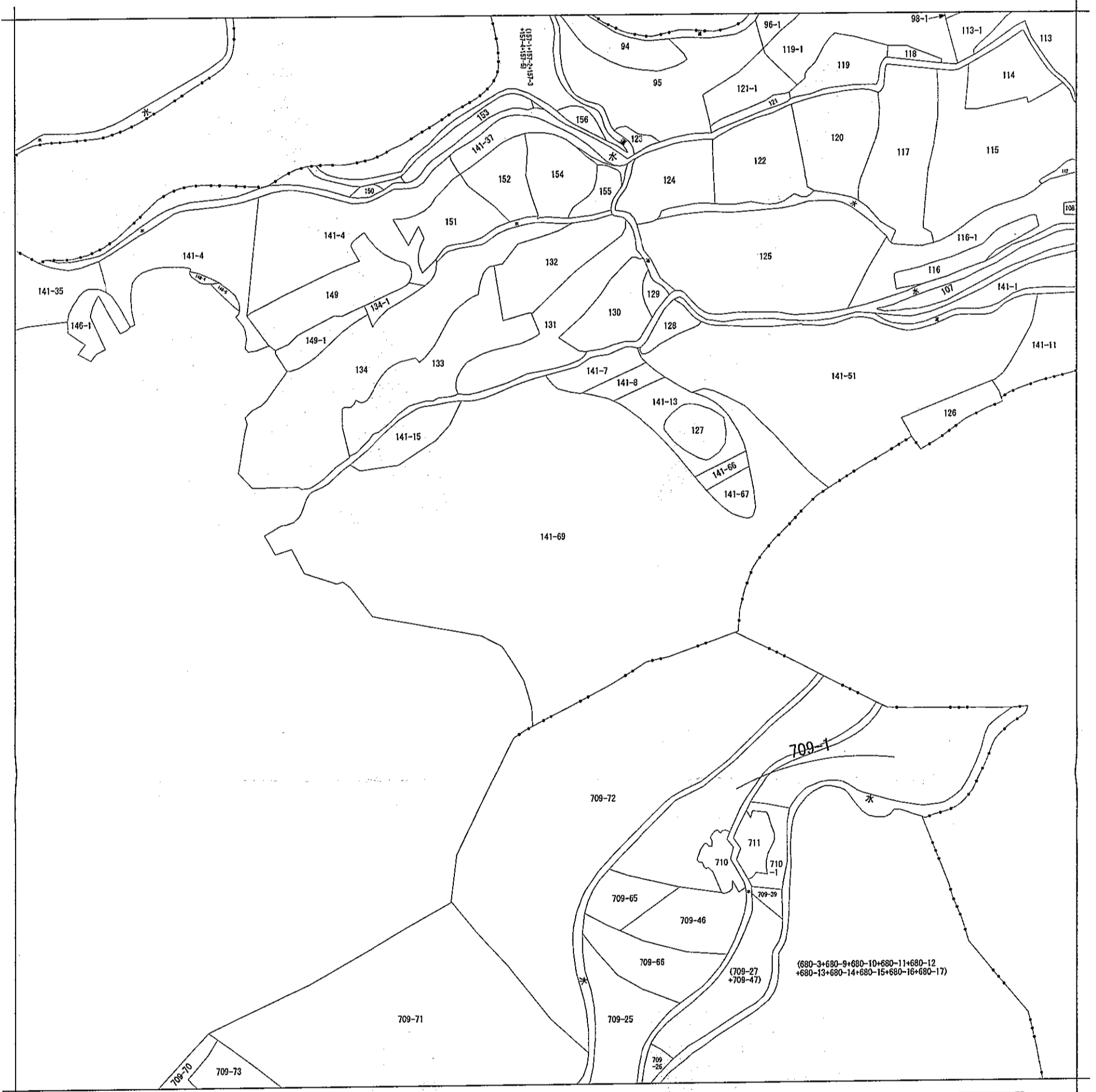
和歌山地方法務局新宮支局

登記官

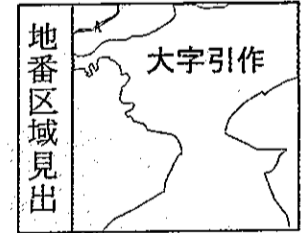
請求番号：19-2

東智明





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 大字引作

請求部	所在	南牟婁郡御浜町大字引作字片蓋山			地番	141番69		
出力縮	縮尺不明	精度区	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)		補記事項	方位不明		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局熊野支局管轄)

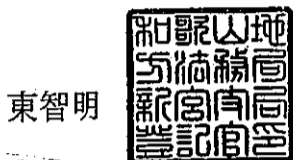
令和5年8月21日

和歌山地方法務局新宮支局

登記官

請求番号：19-1

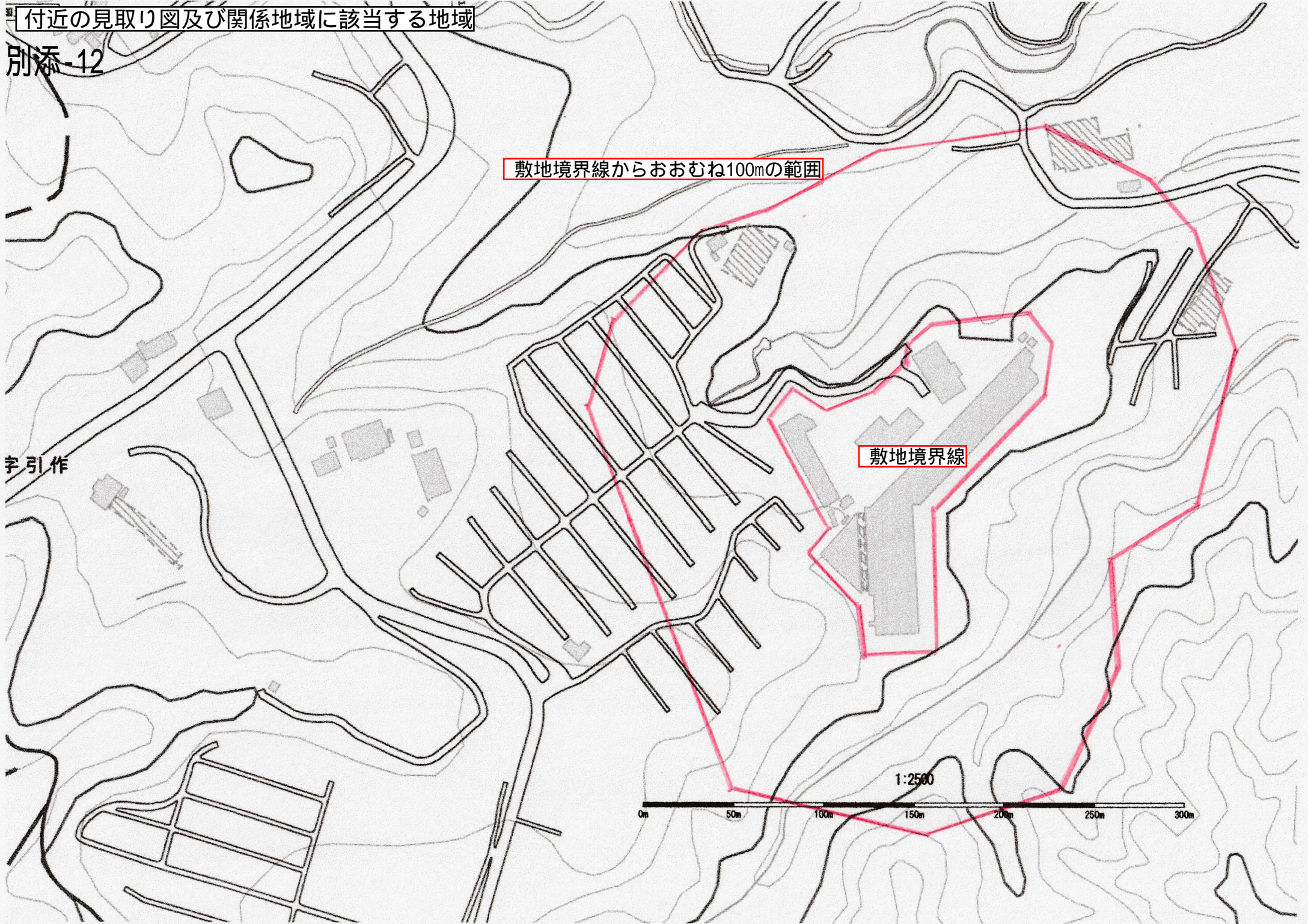
(1/1)



別添-12

事業計画地の付近の見取図





敷地境界線からおおむね100mの範囲

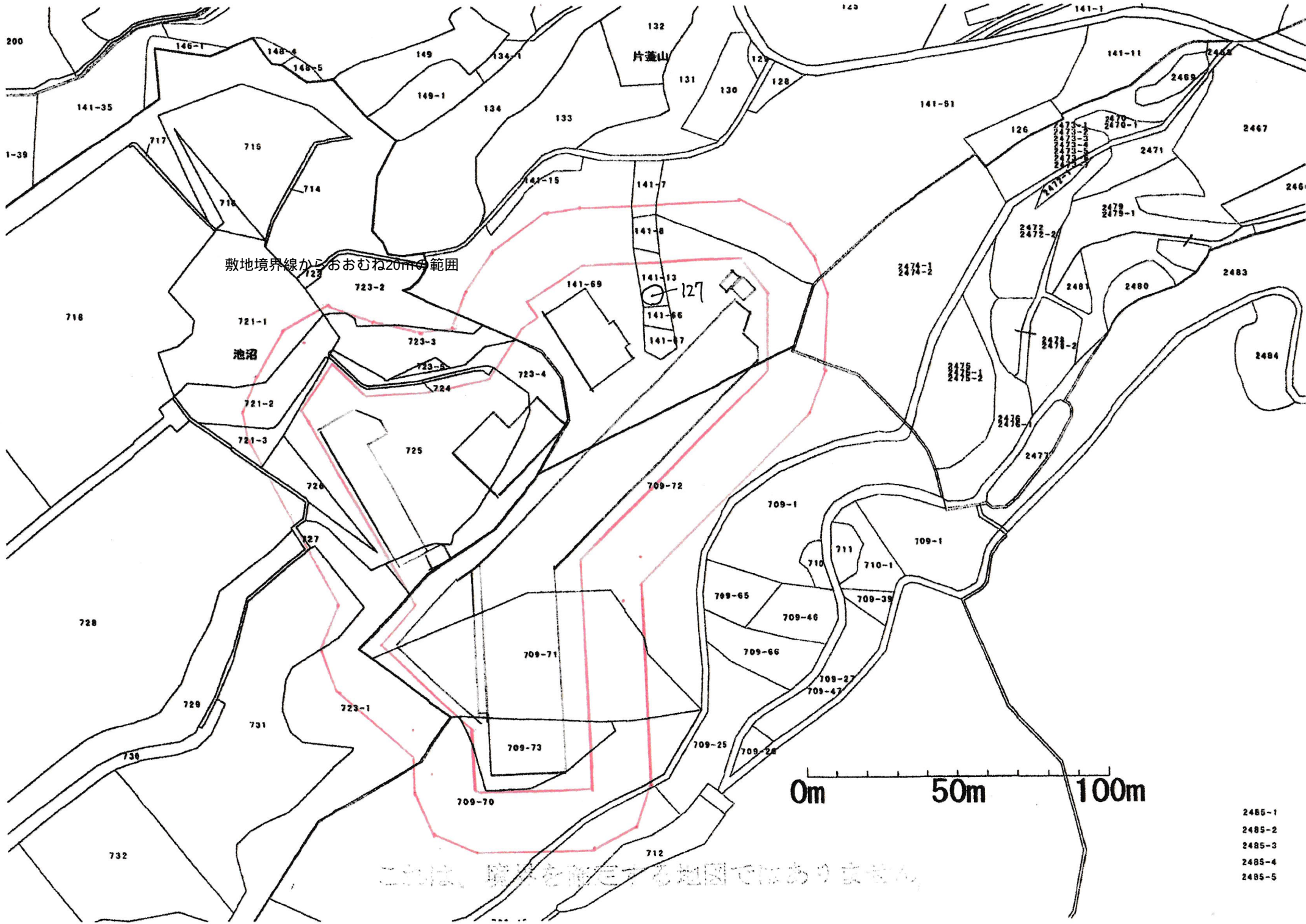
敷地境界線

字引作

1:2500

0m 50m 100m 150m 200m 250m 300m





敷地境界線からおおむね20mの範囲

池沼

片蓋山

0m 50m 100m

これは、境界を確定する地図ではありません。

2485-1  
2485-2  
2485-3  
2485-4  
2485-5